



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068


http:// www.  
okamoto-pat.jp/

2022 JULY / 255号

## ★ 靴底の赤いハイヒール（特許庁編）★

先月の話の続きです。先月は東京地裁判決を扱いましたが、今月は特許庁におけるルプタンの商標出願を扱います。この出願は審査官により拒絶され、先月出された審決でもその拒絶査定が維持されました。

### 1. 本件商標出願

<p>出願人： クリスチャン・ルプタン  出願番号： 商願 2015-29921  出願日： 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日  指定商品： 第 25 類 女性用ハイヒール靴  拒絶査定： 令和 1 年 7 月 30 日  不服審判： 不服 2019-014379  審決 令和 4 月 6 月 7 日</p>	
<p>本願商標は、色彩のみからなる商標であり、「女性用ハイヒール靴の靴底部分に付した赤色（PANTONE 18-1663TP）で構成される」ものである。</p>	

### 2 原査定における拒絶の理由（要旨）

#### （1）商標法第3条第1項第3号（本来的顕著性の有無）

本願商標の指定商品を取り扱う業界において、本願商標の赤色を女性用ハイヒール靴の靴底部分の位置に付したものが製造販売されている実情がある。

そうすると、本願商標は、その指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者をして、商品に通常使用される又は使用され得る色彩を表したものと認識するとどまり、商品の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

#### （2）商標法第3条第2項（使用による顕著性の有無）

証拠によれば、我が国において、高級ブランド「クリスチャン・ルプタン」の商品が「レッドソール」であるとの認識はある程度浸透しているものである。

しかしながら、類似する商品が本願商標の出願時から現在に至るまで流通していること、これらに対して積極的に法的措置が図られているとはいえないこと、それなりの需要者がこれらの類似する商品を購入していることからすると、一般の需要者はこれらの類似する商品も含めた女性用ハイヒール靴の靴底部分に付されている赤色の色彩から特定の者（請求人）を認識しているとはいえない状況である。

したがって、本願商標は、第3条第2項の要件を具備しない。

### 3. 出願人の主張

（1）本願商標がありふれたものであるか否かの判断は、査定時又は審決時ではなく、本願商標の使用が開始された時期を基準としてされるべきである。

（2）本願商標の指定商品（女性用ハイヒール靴）と異なる種類の履物類に係る事情は参考とならない。

（3）本願商標に係る色彩は、自然発生的な色彩には当たらない。

（4）本願商標に係る赤色が、極めて一般的に採択されている、又は取引上普通に採択されているとはいえない。

（5）色彩のみからなる商標については、不正競争の目的でない既存の使用者に対する継続的使用権を認める立法的措置もあるから、本願商標に係る登録適格性の判断において、その色彩の使用を欲する取引者や、現にその色彩を使用する取引者の存在を考慮する必要はなく、専ら、本願商標が使用された結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるか否かによって決すべきである。

(6) 本願商標は、アンケート調査によれば、相当数の需要者が請求人の商品を認識するもので、請求人以外による使用例は、本願商標が大々的かつ継続的に使用された結果自他商品識別力を獲得したことを何ら左右しない。したがって、本願商標は、請求人による使用実績によれば、商標法第3条第2項の要件を具備する。

#### 4. 審決（要旨）

##### (1) 商標法第3条第1項第3号（本来的顕著性の有無）

赤色は、商取引全般、特にファッション分野において、商品やその包装、広告等を彩色するために広く、好んで採択、使用されており、色彩としてはありふれたものである。また、靴の取引においては、多数の事業者によって靴底を赤色に彩色した商品（靴）が製造、販売されている実情があるから、靴底の位置を赤色に彩色することは、商品の美感を向上させる目的で、取引上普通に採択、使用されているデザイン手法といえる。

そうすると、本願商標は、商品の美感を向上させる目的で取引上普通に採択、使用されているデザイン手法の範ちゅうにおいて、特定位置（靴底）に付される、ありふれた単一の色彩（赤色）を表示してなるものであって、その指定商品に係る需要者及び取引者をして、単に商品の色彩を表してなると認識、理解されるにすぎない。

したがって、本願商標は、商品の特徴（商品の色彩）を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるから、商標法第3条第1項第3号に該当する。

##### (2) 商標法第3条第2項（使用による顕著性の有無）

本願商標と同様の特徴を備える、靴底を赤色に彩色した商品（靴）は、多数の事業者によって製造、販売されている実情がある。

本件ブランドに係る商品は、我が国においても1996年以降、25年以上の輸入販売実績があり、国内各地に所在する店舗や百貨店を通じて、年間で約70億円前後（2015-2017）の販売規模（女性用靴だけでも年間で約30億円以上、ハイヒール靴だけでも約20億円以上（2015-2018））で、雑誌や書籍、インターネット上の記事情報等において、本件ブランドにまつわる種々の情報やトピックスを紹介、言及する記事が継続して掲載されている。

他方、本件アンケート調査によっても、本件ブランドの店舗が所在する東京、名古屋、大阪の在住者であっても、本件ブランドを認知できる女性は50%に満たない程度であって、残りの半数以上は本件ブランドとの関係を想起できていない。

そうすると、本願商標は、その指定商品に係る一定割合の需要者（女性）の間において、特定人（請求人）の業務に係る商品であることを表示するものとして一定程度認知されているとしても、我が国の需要者の間において広く認識されるに至っているとまでは認められない。

本願商標のような単一の色彩のみからなる商標（靴底、赤色）について特定人に排他独占的な使用を認めることは、商品の美感を向上させるために自由に使用が認められていた色彩（赤色）について、第三者による使用を不当に制限する結果にもなるから、公益上（独占適応性）の観点から支障がある。

本願商標は、その指定商品に係る需要者の間において、特定人（請求人）の業務に係る商品であることを表示するものとして広く認識されるに至っているものではなく、自他商品の出所識別標識として機能し得るものではない。

したがって、本願商標は、その指定商品との関係において、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識できるに至ったものと認めることはできず、商標法第3条第2項の要件を具備しない。

#### 5. 備考

本願の出願経過を見ると、「一般社団法人 日本皮革産業連合会」という団体が特許庁に対して精力的に各種文献を提出し、「靴底を赤色に彩色した商品（靴）が、多数の事業者によって製造、販売されている実情」を訴えています。

本事件もこのままでは終わらず、知財高裁に移行すると思われます。結果は予断を許しませんが、単一の色彩については商品等表示性を認められにくいこと、出願人以外にも相当数の事業者が同様のハイヒールを販売していることを考慮すると、ルブタンの苦戦が予想されます。